### 道府県及び指定都市に対するアンケート結果について

平成26年11月26日 鉱山・火薬類監理官付

#### 1. 本アンケートの目的

- (1) 平成25年6月25日に、指定都市と都道府県の関係は都道府県間の関係と同様に考えることを基本とし、既に地方分権改革推進委員会第1次勧告(基礎自治体への権限移譲)により、都道府県から指定都市等に移譲対象とされた事務を中心に、指定都市に移譲されていない事務全般に渡って検討対象とする旨の内容を含む、地方制度調査会第30次答申がなされた。
- (2) 当該答申を踏まえ、火薬類取締法の権限の移譲について内閣府と鉱山・ 火薬類監理官付の調整の下、道府県及び指定都市に対するアンケートを行い、 検討を行った結果、「火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限について は、指定都市側が指摘する受け入れ体制の整備や十分な準備期間の確保等の 調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める」という 方針が決定し、同年12月に当該方針を含む「事務・権限の移譲等に関する 見直し方針について」が閣議決定された。
- (3) 本年3月14日に開催された火薬小委員会においては、閣議決定に基づき、火薬類取締法の指定都市への権限移譲を進めるため、以下の検討方針について審議した。
- ①移譲対象となる事務・権限の範囲 都道府県が実施している事務・権限の全てが対象。ただし、指定都市の 区域を越える事務・権限等で、災害防止及び公共安全確保の観点から移譲 することが困難な事務・権限があれば、移譲について慎重に対応する。
- ②経産省における指定都市等への研修支援
- ③道府県及び指定都市の懸念事項の解決等移譲にかかる準備等のスケジュールに関するアンケートを実施。
- ④移譲に関し当省で整理すべき運用等に関する事項の検討
- ⑤移譲時期は、③及び④の検討状況を踏まえて決定する。

#### 2. アンケートについて

- (1) アンケート実施日 平成26年5月30日~10月20日
- (2) アンケートの方法
- ①調査対象

指定都市:札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、静岡市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市(20

市)

域内に指定都市が所在する道府県:北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、新潟県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県(15道府県)

#### ②アンケートの方法

- 〇調査表の配布: 内閣府を通じて、関係道府県及び指定都市に対して配布。
- 〇調査表の回収:関係道府県毎に、道府県の意見と当該府県内の指定都市 の意見を調査表にとりまとめ、内閣府に返送。

(調査表は参考1-1、回答票は参考1-2のとおり。)

### (3) アンケートの内容

平成26年3月14日の火薬小委員会で説明した、今後の対応方針に従い、 以下の①から⑥の道府県・指定都市の移譲にかかる懸念事項に加え、移譲対 象となる火薬類取締法の条項毎に⑦保安レベルを維持しつつ事務・権限を移 譲するための留意事項と解決の方向性について調査。

- ①指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
- ②指定都市における専門職員の養成及び専門性の維持
- ③道府県と指定都市の連携体制構築
- ④指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
- ⑤保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
- ⑥指定都市における十分な準備期間の確保
- ⑦保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

#### 3. アンケート結果の概要

アンケートの集計では、既に製造又は販売から廃棄までの火薬類取締法の権限の移譲を行っている宮城県、新潟県、大阪府及び広島県並びに移譲を受けている仙台市、新潟市、大阪市、堺市及び広島市とそれ以外の道府県では対応が異なるため、(1)から(4)までについては、現在権限の移譲が一部又は行われていない道府県及び指定都市についてまとめている。

(1) 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備

アンケートの結果では、指定都市は、移譲期間中の専門職員、予算等の措置を検討している。また、大部分の道府県においては、現状の火薬類担当部署の人員の維持のための人員、予算の確保を検討している。

このように、指定都市側では移譲に向け専門の職員及び予算の検討を行い必要な人材、予算を確保することが必要と考えられる。一方、移譲する道府県においては指定都市以外の火薬類取締法の執行事務は残存することから、引き続き保安レベルが低下しないよう、人員、予算の確保を行っていくことが必要と考えられる。(参考1-2 2ページ)

(2) 指定都市における専門職員の養成及び専門性の維持 アンケートの結果では、指定都市では、経済産業省や道府県が行う研修や その他保安セミナーの参加、道府県との人事交流、マニュアルの整備等指定 都市における教育システムの構築、立入検査への同行など現場での教育によ り専門職員の養成や専門性の維持を検討。

また、道府県においては、指定都市が行う研修や教育への協力、指定都市 との人事交流、立入検査等への共同実施・同行による専門局員の要請や専門 性の維持を検討。

このように、指定都市、道府県が検討を行っているように、指定都市における研修等教育への協力、人事交流等により、移譲後も火薬類の保安レベルの維持に努めていくことが必要。

また、経済産業省で毎年実施している火薬類取締法研修を今年度から指定都市の職員も対象に加えて実施していることから、当該研修の活用も必要と考えられる。(参考1-2 3ページ)

# (3) 道府県と指定都市の連絡体制構築

アンケート結果では、指定都市側は、道府県との連絡会議など情報交換の場の設置、保安検査や立入検査の共同実施、道府県との人事交流等により、道府県との連絡体制の構築を検討している。その他、産業保安監督部が開催するブロック会議や都道府県課長会議への出席の要望もあった。

また、道府県では、共同の保安検査・立入検査により販売店と火薬庫のように許可権者が分かれる場合の指導内容等の統一や、指定都市との連絡調整会議を設置する等により、指定都市との連絡体制の構築を検討。

このように、連絡会議を設置し定期的に火薬類取締法の運用に関する考え方の意見交換、立入検査等を共同で行う事で指導レベルを統一していくことが必要と考えられる。(参考1-2 4ページ)

#### (4) 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引き継ぎ

アンケート結果では、指定都市では、道府県が実施する研修の参加や、道府県の引継書等の受入れによる事務・ノウハウの引き継ぎ、保安検査、立入検査の共同実施・同行による現場での事務・ノウハウの引き継ぎを検討している。この中で、当省の質疑応答等の提供などが指摘されている。

また、道府県では、引継ぎ書等による引継書の策定・配布、指定都市に対する研修、保安検査・立入検査の共同実施によるノウハウの引き継ぎ等を検討している。

このように、道府県における運用マニュアルの作成や引継ぎ書の作成、研修の実施等により事務、ノウハウの引き継ぎを進めるほか、保安検査・立入検査の共同実施や立ち会い等により、現場での事務・ノウハウの引き継ぎが必要と考える。

(参考1-2 5ページ)

# (5) 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案

道府県・指定都市から指摘された事案は、以下の6つの類型に区分できる。

①法律上の許可行為は独立しているが関連がある事案(資料1-2 7

ページ)

- ②災害・事故発生時の対応に関する事案(資料1-2 8ページ)
- ③道府県と指定都市との解釈・運用のバラツキに関する事案(資料1-2 8ページ)
- ④担当者及び担当者の技術レベルの維持にかかる事案(資料1-2 9ページ)
- ⑤試験事務・免状交付事務及び指定完成・保安検査機関の指定事務に関する事案(資料1-2 9ページ)
- ⑥その他の事案(資料1-2 10ページ)

以下に類型毎に対応の方向性を示す。

# ①法律上の許可行為は独立しているが関連のある事案

道府県・指定都市が検討している対応で示されているとおり、現在の道府県域を超える場合の対応方法を参考に、指定都市と道府県の間の連絡体制の構築、指定都市との合同の立入検査の実施、指定都市・道府県間の災害発生時の連絡体制の構築等を行う事で保安の確保が可能と考えられる。

ただし、懸念事項3 (譲受許可、消費許可)及び懸念事項4 (輸入許可等)については、省令で許可等を行う者が規定されている事項であるので、 指定都市への移譲後も混乱が生じないように検討していきたい。

# ②災害・事故発生時の対応に関する事項

道府県・指定都市が検討している対応で示されているとおり、事前に対応の方法を道府県と指定都市で検討し災害・事故発生時でも円滑な対応が講じられるようにすることで、保安の確保が可能と考えられ、道府県と指定都市の双方に立入検査等の権限を付与する必要は無いと考える。

ただし、大規模災害の発生時などでは、災害対策基本法に基づく、関係 市町村等との連絡調整などの事務等が規定されており、火薬類取締法に基 づく権限の付与がなくても対応は可能と考えられる。

# ③道府県と指定都市との解釈・運用のバラツキに関する事案

道府県・指定都市が検討している対応に加え、(2)~(4)で掲げられた、道府県との連絡会等の道府県、指定都市の間の取り組みで、道府県及び指定都市で対応していくことが重要と考える。

当省としても、産業保安監督部主催のブロック会議への参加、都道府県課長会議への参加、火薬類取締法研修等により補完していくこととしたい。

# ④担当者及び担当者の技術レベルの維持にかかる事案

道府県・指定都市の対応の方向性による対応に加え、(2)~(4)で掲げられた、道府県との連絡会等の設置による情報交換、各種研修等への参加などにより対応していくことが重要と考える。

当省としても、火薬類取締法研修等により補完していくこととしたい。

⑤試験事務・免状交付事務及び指定完成・保安検査機関の指定事務に関する 事案

指摘事項1の指定完成・保安検査機関の指定については、検査対象施設が指定都市内に収まらない場合は検査機関の申請者の負担が大きくなるので、指定事務の考え方の整理を行う必要があり、本事務の移譲は慎重に検討が必要。

指摘事項2の試験事務・免状交付事務については、移譲した場合に道府県と指定都市で調整し、仮に試験会場を同一場所で試験を行うこととした場合でも、市長及び知事に試験の実施義務が発生する。このため、受験票の受付から、試験の実施、合格者発表までは市長、知事でそれぞれが実施する必要が発生する。また、受験者は市の試験又は知事の試験のどちらを受験するか選択する必要があり、受験者の混乱が生じると考えられ、本事務の移譲は慎重に検討が必要。

# ⑥その他の事案

懸念事項1については、県の対応の方向性で解決可能と考えられる。また、懸念事項2及び3については既存の道府県の対応で対応が可能と考えられる。

#### (6) 必要な準備期間

既に権限移譲がなされている指定都市及び府県以外の指定都市及び道府県では、(1)から(5)の懸念事項の対応に要する期間として最長平成29年4月まで必要と回答している。(参考1-2 11ページ)

(7) その他保安上の懸念事項(火薬類取締法の条項毎に分類)

本設問については、指定都市に事務・権限を移譲するにあたっての保安上の懸念事項について、火薬類取締法の条項毎に記述を求めたものである。道府県・指定都市の回答の集計を参考資料1-2 12から16ページに示す。回答は、以下の4類型に分類される。

- ①現状の法運用でも発生しうる懸念事項
- ②移譲に際して考慮すべき懸念事項
- ③(5)で指摘され、解決の方向性が示されている懸念事項
- ④道府県独自の保安対策の継続性に関する懸念事項
- 以下に、類型毎の対応の方向性を示す。
- ①現状の法運用でも発生しうる懸念事項(参考1-2 12ページ) 本懸念事項については、現在の法運用の中でも、道府県をまたいで事業 等が行われる場合に発生しうる事項であり、現状の道府県をまたぐ場合の 対応を整理することで対応可能と考えられる。
- ②移譲に際して考慮すべき懸念事項(参考1-2 12ページ)

本懸念事項については、指定都市に許可権限が移譲された場合には、同時に当該許可の取消し権限も指定都市に移譲するように措置する。また、 警察等関係者との協議については、当省としても法改正の際に、警察庁と 十分に調整して円滑に移譲が進むよう対応する。

③ (2) ~ (5) で指摘され、解決の方向性が示されている懸念事項(参考 1-2 13~15ページ)

これらの懸念事項はこれまで、(2)から(5)で指摘されている懸念事項であり、道府県・指定都市において解決の方策が示されているものである。しかしながら、解決の方向性として、神奈川県から煙火の消費に関し、

- 1) 県・指定都市の担当者の講習受講義務化、2) 消費基準マニュアルの法的位の付与、3) 煙火大会の立入権限付与等の指摘があった。
- 1) 県・指定都市の担当者の講習受講義務については、法的義務を課すのではなく、県・指定都市で人材育成の一環として実施すべき事案と考える。
- 2) 消費の基準のマニュアルについては、現状でも自主的に省令に定める 消費の基準の範囲内で道府県において許可基準等を定めることは可能で ある。
- 3) 煙火大会の立入権限付与については、(5)②で述べたとおり、許可権 限を有する者に同行することで対応は可能と考える。
- ④道府県独自の保安対策の継続性に関する懸念事項(参考1-2 15ページ)

神奈川県独自に行っている火薬庫の警報装置の警察との接続については、指定都市と協議を行って対応していただきたい。